

令和6年第5回江差町議会臨時会資料

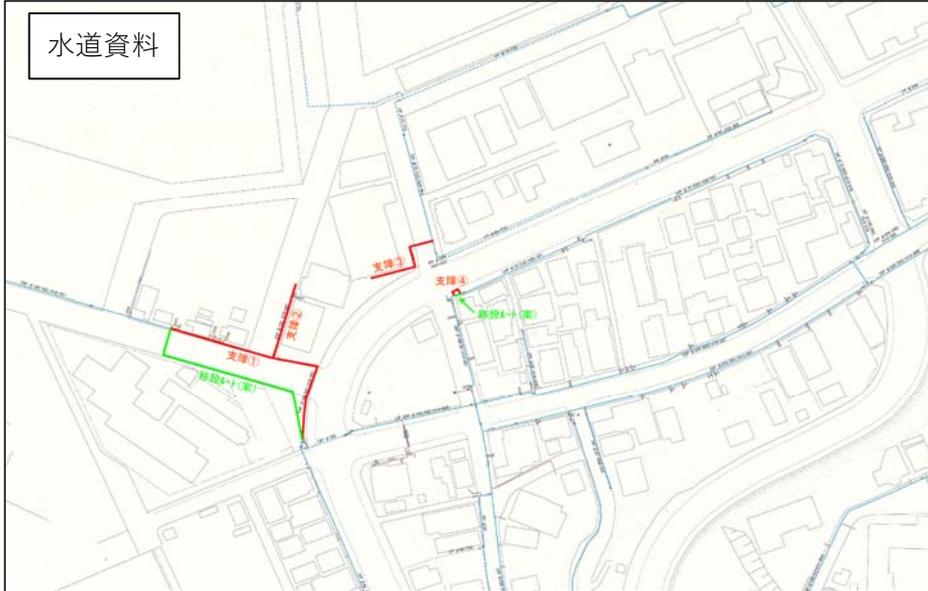
- 資料1：江差町国民健康保険条例の改正新旧対照表【議案第1号関係】 …P 1
- 資料2：江差町かもめ島入口交差点改良工事に伴う支障物件
【議案第4号・第5号関係】 …P 3

江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

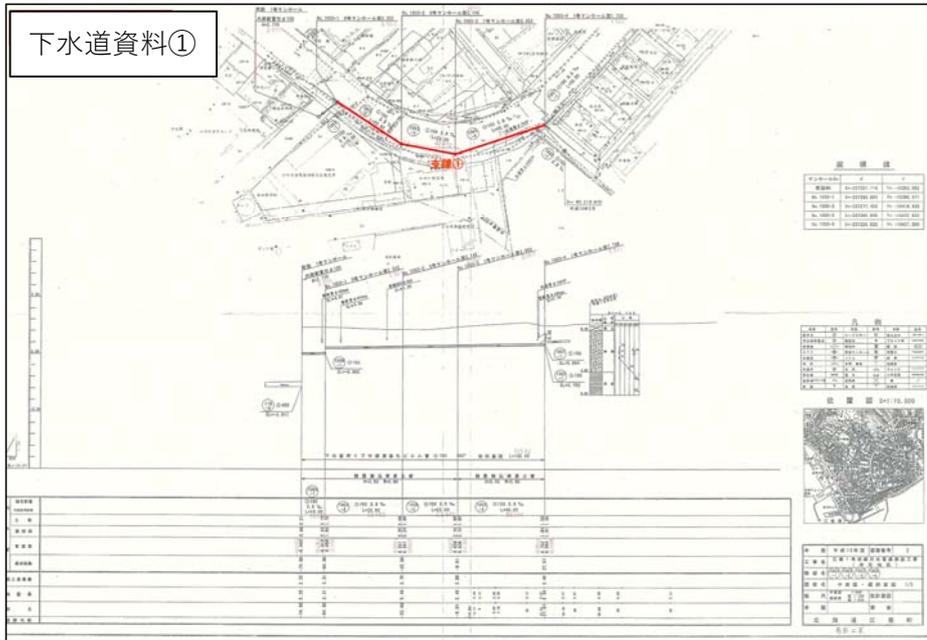
改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第13条 世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に<u>対し、100,000円以下の過料を科する。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月2日から適用する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされている場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第13条 世帯主が国民健康保険法第9条第1項又は第3項の規定による届出をせず又は虚偽の届出をした場合においては、その者に<u>対し100,000円以下の過料を科する。</u></p>

国道228号 江差町かもめ島入口交差点改良工事に伴う支障物件

水道資料



下水道資料①



下水道資料②

